名古屋大学医学部附属病院直接閲覧を伴うモニタリングの受け入れに関する標準業務手順書改定
新旧対照

現行条文　（第 6.0 版）	現行条文　（第 7.0 版）
（省略） **第 3 章 モニタリング実施への準備と対応** （省略） ・必須文書の閲覧･･･IRB 事務室及び治験事務室	（省略） ・必須文書の閲覧･･･IRB 事務局及び治験事務室

附則（令和 4 年 4 月 1 日第 7.0 版）
1　本手順書は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
2　本手順書の施行の際、旧名称を使用されている書類等については、適宜読み替えるものとする。